2023年度 学校いじめ防止基本方針

1 いじめに対する基本的な考え方

いじめ防止対策推進法第2条では、「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要であるとともに、いじめられた生徒本人や周辺の状況等の客観的な事実確認も行います。また、いじめにあたると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らず、状況によっては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、いじめと判断する場合には、事案を学校におけるいじめの防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となります。

具体的ないじめの様態は、次のようなものである。

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする
- エひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

なお、上記の「いじめ」には、犯罪行為として取り扱われるべきものがあり、それらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 名称

西郊中学校いじめ防止対策委員会

(2) 構成

校長 教頭 生指主事 学年生指 養護教諭 特別支援担当 学年主任 スクールカウンセラー PTA 会長 西郊地区青少年育成指導委員会会長

(3)役割

ア 基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修

正の中核となる役割

- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等にかかる情報の収集と記録、共 有を行う役割
- エ いじめの疑いにかかる情報があった時には緊急会議を開いて、いじめ情報の迅速な共有、関係ある生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を、学校が組織的に実施するための中核としての役割

(4)連携機関

中勢児童相談所 津署 神戸駐在所 片田駐在所 櫛形駐在所

- 3 いじめ防止等の対策のための取り組み
 - ア いじめの防止
 - ・いじめを許さない雰囲気の醸成
 - ・コミュニケーション能力の育成
 - 自己肯定感の育成
 - 生徒自らがいじめについて学ぶような取り組み

イ 早期発見

- 定期的な生徒へのアンケート調査や教育相談の実施
- 日常的な生活ノート(連絡帳)、家庭訪問等の取り組み
- ・ 教職員の情報共有体制整備
- 生徒や保護者が相談しやすい環境整備
- ウ いじめに対する措置
 - ・いじめられた生徒、知らせた生徒の安全確保
 - 担任一人が抱え込まない情報共有体制、組織対応体制の確立
 - 保護者との連携、教育委員会への報告や関係機関との連携
- エ いじめ対応等に関する教職員の資質向上
 - 生徒指導上の諸問題に関する校内および校外での研修
 - 一部の教職員に過重な負担がかからないような校務分掌の適正化と効率化

4 重大事態への対処

- (1) 重大事態とは(いじめ防止対策基本法第28条による規定)
 - いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある と認められる時
 - いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている 疑いがあると認める時
 - ア 「心身または財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着 目して判断する。

- 【例】1 生徒が自殺を企図した場合
 - 2 身体に重大な傷害を負った場合
 - 3 金品等に重大な被害を被った場合
 - 4 精神性の疾患を発症した場合
- イ 「相当の期間」については不登校の定義を踏まえて、<u>年間30日</u>を目安とする。 ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にか かわらず、迅速に調査に着手することが必要である。
- ウ 生徒や保護者から、いじめられていて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 発生時の対応

- ア 学校は重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。
- イ いじめ防止対策基本法第28条に基づく調査・報告を行う。

5 保護者、地域等との連携

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「この教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する生徒が「いじめを行うことの無いよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ものとされている。

また、保護者は学校等が講じるいじめ防止等に関する措置に協力するように努めるものとされ、いじめ防止等に関する家庭の役割はきわめて重要である。

(2) 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、そのためには、学校や保護者だけでなく、自治会、事業所、市民活動団体等、さまざまな地域住民が、地域ぐるみで地域の子どもを育てるという意識を持つことが大切である。各地域において、互いの人権を尊重することを当たり前のように自然に感じ、考え、行動することを根付かせていかなければならない。大人も子どもも安心して住めるまちづくりを進めていくことで、いじめを許さない大人の姿を子どもに示していく。また、いじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行う。

(3) 学校・保護者・地域の連携推進

学校は、PTA の各種会議や保護者会等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学級通信や学年通信を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進しなければならない。また、学校は、いじめ防止基本方針をホームページ等で公開し、学校、保護者だけでなく地域住民も巻き込んで、地域ぐるみのいじめ防止対策を効果的に推進する。